

平成 28 年 9 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q インターネットで消費生活センターを検索し、一番上に表示された電話番号に電話したところ、「相談料は 5 万円。契約書を記入して F A X で送るように」と言われました。思ったより高額ですがこれは公的機関ではないのでしょうか？

A インターネットで表示された相談機関が実は調査会社などで、費用を請求されたという事例が報告されています。インターネットで検索すると一般的には上位に「広告」が表示されます。「広告」と「検索結果」とを間違わないようにしましょう。日頃から居住地の消費生活センターの電話番号を書き留めたり、電話に登録するなどしておくといざというときに便利です。

消費生活センターでは、相談員が無料で問題解決のためのお手伝いをします。契約や商品に関するトラブルの際はご利用ください。

◎四街道市消費生活センター 043-422-2155

受付日：月～金曜日、第 1・第 3 土曜日（土曜日は電話相談のみ）

※祝日、年末年始などを除く

受付時間：9 時～16 時

◆契約書、メモ、写真などがありましたらお手元にご用意ください◆